

中小企業の労働生産性向上のための「導入促進基本計画」について国の同意が得られました ～中小企業からの「先端設備導入計画」に関する相談受付を開始します～

千葉市では、「生産性向上特別措置法」に基づき「導入促進基本計画」を策定し、国の同意が得られましたので、お知らせします。

これに伴い、中小企業者からの「先端設備等導入計画」の相談受付を開始しますので、併せてお知らせします。

1 導入促進基本計画について

「生産性向上特別措置法」に基づき、中小企業者の労働生産性の向上を図ることを目的に各自治体が作成するものです。

千葉市の「導入促進基本計画」を踏まえて、「先端設備等導入計画」を策定した中小企業者は、本市の認定を受けることができます。

2 先端設備等導入計画について

(1) 概要

先端設備等導入計画は、労働生産性の向上を図るために中小企業が作成する計画です。本計画について、本市の認定を取得すると固定資産税（償却資産）の特例率措置（一定の要件あり）や国事業補助金の優遇等を受けることができます。

(2) 先端設備等導入計画の主な要件

ア 対象者

中小企業等経営強化法第2条第1項に定義される中小企業者

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

イ 計画期間

3年間、4年間又は5年間

ウ 先端設備等の種類

労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次の設備

【対象設備】

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェア

エ 計画の記載内容

- ・先端設備等導入の内容
- ・先端設備等の種類及び導入時期
- ・先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

3 「先端設備等導入計画」に関する相談受付について

(1) 相談方法

千葉市経済農政局経済部産業支援課において、窓口・電話にて相談を受付けます。

(2) 問合せ先

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課 中小企業支援班

電話：043-245-5284

住所：千葉市中央区千葉港1番1号 市役所2階